

第 53 回 官民競争入札等監理小委員会
議 事 録

官民競争入札等監理委員会事務局

第 53 回 官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成 21 年 9 月 25 日（金）16:00～18:00

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 審 議

議題 1 実施要項（案）について

- ・ 情報システム運用管理業務
- ・ 滝野すずらん丘陵公園の維持管理業務
- ・ 国営東京臨海広域防災公園の維持管理業務
- ・ 東京国立博物館の来館者対応等業務

議題 2 国際交流会館等の運営等業務に係る措置に関する計画（案）について

議題 3 検討状況聴取の結果報告

議題 4 公共サービス改革小委員会での見直し案聴取について

議題 5 公共サービス見直し案の評価方法の検討

3. 閉 会

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、小幡委員、樫谷委員、片山委員、小林委員、近藤委員、野原委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

（事務局）

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官

○落合委員長 定刻になりましたので、第53回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。本日の議題は、お手元にあります議事次第のとおりで、全体で5件というところでありますが、そのうち3以下につきましては、委員同士による率直な自由な議論のために、本委員会の規則5条の規定に基づきまして、会議を「非公開」として、後日、議事要旨を公開することにさせていただきたいと思っております。

それでは、最初の議題であります実施要項案の審議を行いたいと思っております。全体で4件の実施要項案について、本委員会で議を行うことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、御審議をいただきたいと思っております。本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしましていたしましたので、その審議の結果につきまして、同委員会から御報告をいただきたいと思っておりますが、最初に、(独)駐留軍等労働者労務管理機構の「情報システム運用管理業務」につきまして榎谷主査から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。資料1-2が実施要項案でございますが、説明は資料1-1の審議の結果報告に従って御説明したいと思います。

(独)駐留軍等労働者労務管理機構という法人があるのですが、その情報システムの運用管理業務について、民間競争入札をすることになりました。実施要項案について審議をいたしました。

まず、1. 委託費の支払い方法でございますが、システムの問題ということもありまして、提供されるサービスの質を確保するという観点から、それが確保されなかった場合に支払いを保留するという旨を明記すべきではないか、こういう意見がありました。

それに対しまして、機構のほうでは、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていない場合には、受託者に対して機構は改善指示ができ、かつ、改善の内容を適当なもの認められるまでは支払いを留保できる旨を明記していただきました。

2. ディスインセンティブの導入でございますが、提供されるサービスの質の確保の観点から、ディスインセンティブの導入を検討したらどうかということですが、これに対して、機構の対応としましては、従業員の管理システム等の正常稼働時間が98.0%未満というときに、委託費を1%減額して支払うというディスインセンティブを設定していただきました。

それから、2頁目でございますが、3. 秘密保持条項の記載でございますが、秘密保持条項については、定性的・抽象的な留意事項がたくさんありましたのが、それだけではなくて、民間業者の遵守すべき内容を具体的に明記すべきではないかというような議論をいたしました。

それに対しまして機構は、民間事業者には、駐留軍等機構の情報セキュリティ関連規則に従って情報複製等についての制限を受け、業務が終了したときには、情報の消去や返却

を行わなければいけないということを明記していただきました。

業務の引継ぎは4. ですが、引継ぎのときの費用の負担の方法、機構の協力体制を明記すべきではないかということですが、これに対しても、機構のほうで、費用の発生、これは民間事業者が発生した費用は民間事業者の負担ということを明記していただきましたし、引継ぎのための必要な協力を機構はするという事も明記していただきました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、国土交通省の「国営滝野すずらん丘陵公園の維持管理業務」及び「国営東京臨海広域防災公園の維持管理業務」、(独)国立文化財機構の「東京国立博物館の来館者応対等業務」について、まとめて小林副主査から御報告をお願いいたします。

○小林委員 報告いたします。最初に、資料2-1に基づきまして、「国営滝野すずらん丘陵公園の維持管理業務」について御説明いたします。

この滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務の中には、まず1点目としまして、収益施設がございます。「収益施設の運営方法について」論点になりました。レストラン・キャンプ等の収益施設がございますが、それは委託費による管理ではなくて、独立採算による管理ということにしてしておりますが、その旨を実施要項の中により明確に記載すべきではないかということが議論されました。

その結果といたしまして、レストラン等、公園利用者のサービス向上に資する収益施設については、委託費で運営維持管理を行うものではなく、民間事業者が独立採算で運営維持管理を行うものであると明記することといたしました。

また、会計上の注意として、民間事業者は、委託費を収益事業等の赤字補填に用いてはならない。また、委託費で行う事業と自主事業及び収益施設運営事業の経理状況に関する帳簿類を分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することを明記いたしました。

2点目でございますが、「収益施設の情報開示について」でございますが、レストラン・売店等の収益施設については、これまでの営業状態がどうなっていたかということについて、やはり入札参加者に対して情報開示をする必要があるのではないかと議論いたしまして、その対応として収益施設毎に過去の運営状況について、利用者数、平成18年度から平成20年度の平均売上高等の情報開示をすることにいたしました。

次のページでございますが、3点目として、「質が達成できない場合の委託費の減額措置について」でございますが、質が達成できない場合に、委託費を減額するのもしないのかということ明記してはどうか。また、質が達成できない場合、民間事業者が原因を分析して書類を提出させることにしてはどうかということ議論いたしました。

もちろん悪天候などによる質の未達成など、民間事業者の責めによらない事由で、質が未達成の場合には委託費の減額を行いませんが、責めによって質が未達成の場合には、適切に業務を行うよう改善指示を行うということと、民間事業者が質が達成できなかった原因分析、要因分析を行って、業務改善計画書を提出して承諾を得ない限り、委託費の請求

はできないものとなりました。

それから、4点目、「リスク分担」でございますが、このリスク分担といいますのは、園内における施設・物品等が損傷した場合、それを落札事業者と国が責任分担をするということで、「補修にかかる費用が1件当たり100万円を超えない場合」を落札事業者の責任としておりますが、修繕費の見込みが予測不可能なことから、責任分担の内容を見直す必要があるのではないかとということを経験いたしました。

その結果として、トータルで、今までの平均ということでございますが、「1件当たり100万円を超えない場合、かつ年間補修費用が1,900万円を超えない場合」には落札事業者の責任とし、修繕費の上限を設けることで落札事業者と国の責任分担を明確化することにしました。また、1,900万円という根拠ですが、それについては、平成18年度から20年度の修繕費用の通常発生する額の目安ということで、18年度から20年度の修繕費用の実績平均という旨の記載を行って、過去の修繕の内容については別紙資料に記載することとしていただきました。

5点目、「入札参加資格について」でございますが、入札参加資格において、非常に広大な公園でございますので、過去の業務実績について「同種業務」と「類似業務」という区分を設けて業務実績に差を設けておりますが、入札参加資格とは必要最小限の条件を提示するもので、差を設けるべきではないということで、区分を廃止して参加要件を一本化することにしていただきました。

また、最後でございますけれども、「パブリックコメントを受けた修正点」でございます。これは入札参加要件につきまして、全省庁統一資格である「役務の提供等」において、A、BまたはCの等級に格付けされているものとされておりましたが、この入札に参加する者の中で、造園事業者、非特定営利活動法人等、その多くがDランクとなることから、これらの事業者等についても入札に参加できるような仕組みとすることが、競争性を確保する上で必要であるということで、等級の制限を撤廃してDランクの事業者等でも入札に参加可能といたしました。

以上が、滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務でございます。

続きまして、資料3-1に基づきまして「国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」について御説明いたします。

1点目は、「緊急災害現地対策本部設定時の利用転換業務について」でございます。

これにつきましては、緊急に災害が起こった場合に、利用をどのようにしたらいいのかということで、参加する民間事業者に具体的にどのような転換業務をやらなければいけないのかということを知りやすく記載するべきではないかということが議論されました。

その結果といたしまして、業務名を「発災時利用者避難誘導業務」に変更し、業務内容については「国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、民間事業者は入園者を園外の一時的な避難場所に避難誘導するとともに、国の活動が円滑に実施されるように、備品及び展示装置等の移動を行う。」と明記いたしまして、具体

的に何をしたらいいのかということが参加者にわかるようにいたしました。

2点目は「質の設定」でございます。

体験学習施設そのものに対する満足度を要求水準にすることは、委託する業務の内容から、運営維持管理業務という委託業務の範囲から離れておりまして、不適切ではないかということで、体験学習施設そのものに対する満足度ではなくて、施設内での受付・案内等のサービス面の満足度を要求水準とすることといたしました。

裏面でございますけれども、「3. 質の設定『行催事の目的・テーマ』について」でございます。

行催事の目的・テーマを分類して、参加人数と実施回数を要求水準としておりますけれども、目的・テーマの分類が明確ではなく見直しが必要ではないかということが議論になりました。

また、行催事の参加人数と実施回数が要求水準とされておりますけれども、同時に行催事の質を確保することが重要なのではないかということについても議論いたしました。

その結果として、行催事の目的・テーマの分類を見直して区分を明確にいたしましたとともに、また、質を確保するために、行催事の満足度、行催事の学習効果について、利用者によるアンケート調査を実施して、それぞれ満足度30%以上、不満足度5%以下という質を設定いたしました。

「4. 質が達成できない場合の委託費の減額措置について」でございますけれども、質が達成できない場合に、委託費を減額するのかどうか明記してはどうか。また、質の設定が達成できない場合は、民間事業者が原因を分析して書類を提出させることとしてはどうかということで、先ほどの滝野すずらん公園と同様に、民間事業者の責めによらない事由により、未達成の場合はもちろん委託費の減額を行いませんが、ただし、責めによって質が未達成の場合には、適切に業務を行うよう改善指示を行うことと、民間事業者が要因分析を行って、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り委託費の請求はできないものとしたいたしました。

「5. パブリックコメントを受けた主な修正点」でございますが、これも先ほどの滝野すずらん公園と同様でありまして、入札参加要件をA, B, Cの全省庁統一資格という格付けにしておりましたけれども、造園事業者と非特定営利活動法人等が参加できますように、Dランクの事業者でも入札に参加可能といたしました。

以上が、国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務でございます。

続きまして、資料4-1に基づきまして、「東京国立博物館の来館者対応等業務」について御説明いたします。

「1. 質の設定について」でございます。

来館者に対してアンケート調査を行いますが、その場合、「不満足」の合計が5%以下ということをお願いしておりますが、過去にこのようなアンケート調査を実施した実績がないということでございますので、試験的にアンケートを実施して、その結果を踏ま

えて要求水準を設定する必要があるのではないかということを議論いたしました。

また、不満足度だけではなくて、満足度についても要求水準を設定することで、より良いサービス提供の動機付けを与えることが必要なのではないかということを議論いたしました。

その結果といたしまして、試験的なアンケートを5段階評価で実施して、「満足（48.2%）」、「やや満足（17.5%）」の合計が65.7%であったという結果を受けまして、満足度の要求水準を「満足」及び「やや満足」の合計50%以上として、満足度についても要求水準を設定することと、また、「やや不満足2.0%」、「不満足（0.7%）」の合計が2.7%でありましたため、不満足度の要求水準を合計5%以下とすることにしていただきました。

続きまして「2. 員数の増員に対する提案について」、これは来館者対応業務に従事する員数を決めて単価契約をしているということですが、この員数が設定されているということで、固定的に考えられてしまって、民間事業者には提案の余地をもっと残したほうがいいのではないかということを議論いたしました。

その結果としまして、員数につきましては、記載されている員数は、最低限の人数を記載しているということで、員数を減らすという提案はサービス低下につながりますので、最低限ということですので、認められませんが、増員など仕様を上回る提案については認めるということで、民間の創意工夫を促すということで、表欄外にその旨の記載をすることといたしました。

それから、「3. 本業務の質の向上について」でございますけれども、対応業務というものの自体を非常に定型的に捉えているのではないかと。もうちょっといろんなサービスの工夫があるのではないかとということを議論いたしました。民間事業者の創意工夫を引き出すことが必要であるという観点から、指示事項欄に、東博等が要求している水準を上回る提案・新しいサービスの提案があればそれについても記載するような明記することで、民間事業者から業務改善提案や新しいサービスの提供について提案を受ける仕組みとすることで、サービスのあり方が硬直的・定型的にならないように柔軟性を持って創意工夫を引き出すということをいたしました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

そうしますと、以上の4件につきまして、実施要項案を御説明いただいたわけですが、これで了承ということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、御異存ないようですので、公共サービス改革法第14条第5項の規定に基づきまして付議された実施要項案について、監理委員会としては異存はないということにいたします。

続きまして、(独)日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務に係る措置に関する計画(案)の審議という議題であります。本計画案につきましては、これまで施設・研

修等分科会で審議をしていただいたわけですが、その結果につきまして、分科会の主査である小幡主査のほうから御報告をお願いいたします。

○小幡委員 それでは、資料5でございます。

国際交流会館というのは、前の育英会でございますが、その国際交流会館の運営等業務の実施計画案、平成22年度のものでございますが、施設研修等分科会において審議いたしましたので、その概要について資料5に基づき御報告いたします。

この事業は既に広島、大阪の2つの施設が民間競争入札の対象となっております。7月に改定した基本方針に従って検討しましたところ、平成22年度は、兵庫国際交流会館を新たに民間競争入札の対象とする旨の申し出がございました。

これを受けまして、施設・研修等分科会において、実施計画案について審議いたしましたところ、兵庫国際交流会館というのは、既存の2つ、広島、大阪に比べますと、かなり特徴を持っております。大きく言うと3つございますが、まず、今までやってきました広島、大阪に比べますとかなり大規模な施設であります。

2つ目は国費留学生、国費留学生というのは非常にきめ細かなサポートを必要とするから大変だというようなことが言われておりましたが、この国費留学生を多数受け入れているところであること。

3つ目が、従来の2つのところに比べますと、今回は業務範囲をかなり拡大して申請しているということでございます。

この3つが特徴でございまして、一定の評価を行うことが可能だと考えましたので、来年度の計画案につきまして、施設・研修等分科会として了承させていただきました。

今まで2つ、そして今度割と大きなもの、兵庫国際交流会館が3つ目ということございまして、さらに平成23年度以降の対象範囲の拡大につきましては、既に2つ、そして今度もう一つ、兵庫で行われる民間競争入札の実施状況の検証結果を踏まえて、さらに残る10館の国際交流会館について検討していただくこととなりますが、兵庫をきっかけにいたしまして、来年度以降はぜひ10館の中の少しずつではなくて、できるだけ同時に複数の施設を対象するなど一層積極的な取り組みが行われることが望まれると考えております。

とりあえず、以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、本計画案につきましては、小幡主査からの御報告のとおりで、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、御異存がありませんので、監理委員会としても異存はないということにしたいと思います。

そうしますと、これから以降の議題につきましては非公開審議に移りたいと思っておりますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)